⑹　厚生労働省からの指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑺　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒210―9501 神奈川県川崎市川崎区殿町３―25―26　国立医薬品食品衛生研究所総務部会計課調度係　鈴木雄太郎　電話044―270―6614
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成31年２月19日10時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成31年２月19日14時00分　国立医薬品食品衛生研究所入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、⑶の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無。
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Nobutaka Ikemoto, Director, Division of General Affairs, National Institute of Health Sciences.
⑵　Classification of the products to be procured : 24
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : NMR cold probe and probe cooling system, 1 Set
⑷　Delivery period : March 29, 2019
⑸　Delivery places : The place specified by the official in charge of disbursement of the procuring entity
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade “A”, “B” or “C” on “Sale of product” in the Kanto-Koshinetsu area in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years, 2016, 2017 and 2018 ; ④ prove to have no false statement in tendering documents ; ⑤prove neither the business condition nor credibility is deteriorating ; ⑥meet the qualification requirements which official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺　Time-limit for tender : 10 : 00, 19 February, 2019
⑻　Contact point for the notice : Yutaro Suzuki, Procurement section, Accounting Division, National Institute of Health Sciences, 3―25―26, Tonomachi, Kawasaki-ku, Kawasaki-city Kanagawa 210―9501, Japan TEL 044―270―6614

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成30年12月27日
食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
福原　伸之
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　政府所有米麦情報管理システムに係るプロジェクト管理等支援業務　一式
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　履行期間　契約締結日から平成35年３月31日まで。
⑸　履行場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札者は、上記１の⑵の総価を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、「A」又は「B」の等級に格付けされている、競争参加有資格者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑸　農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑹　その他の競争参加資格については、入札説明書による。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8950 東京都千代田区霞が関１―２―１　農林水産省大臣官房予算課特別会計経理班特別会計第４係　辻　　舞子　電話03―6744―2314（北別館３階　ドア№北313）
⑵　入札説明書の交付方法　本公告日から平成31年２月15日まで、上記３の⑴の交付場所にて無料で交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成31年１月21日午後４時　農林水産省大臣官房予算課入札室（本館１階　ドア№本153）
⑷　入札書及び証明書等の提出期限　平成31年２月18日午前11時　持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。
⑸　開札の日時及び場所　平成31年２月26日午後３時　農林水産省大臣官房予算課入札室
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を添付して上記３⑷に示す期日までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。